

## 平成30年東松島市教育委員会第5回定例会議事日程

日 時 平成30年5月25日(金)  
午後1時30分  
場 所 東松島市役所 3階 第3委員会室

- 1 出席確認
- 2 開会宣言
- 3 前回会議録の承認
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 教育行政報告
- 6 議事
  - (1) 報告事項 教育長職務代理者の指名について
  - (2) 議案第16号 東松島市図書館管理規則の一部を改正する規則について
  - (3) 議案第17号 東松島市コミュニティ・スクールプロジェクトチーム設置要綱の制定について
  - (4) 議案第18号 東松島市いじめ防止基本方針の一部改正について
  - (5) その他
- 7 閉会宣言
- 8 その他報告事項
  - 小・中学校児童生徒状況について(平成30年4月分)
  - 教育委員会行事予定表(平成30年6月分)について
- 9 散 会

平成30年5月25日

平成30年 第5回  
東松島市教育委員会定例会議案

- |        |   |    |
|--------|---|----|
| 議案第16号 | 東松島市図書館管理規則の一部を改正する規則について               | P1 |
| 議案第17号 | 東松島市コミュニティ・スクールプロジェクトチーム設置要綱の制定<br>について | P2 |
| 議案第18号 | 東松島市いじめ防止基本方針の一部改正について                  | P4 |

東松島市教育委員会

議案第 16 号

東松島市図書館管理規則の一部を改正する規則について

東松島市図書館管理規則の一部を改正する規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 5 月 25 日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

東松島市図書館管理規則の一部を改正する規則

東松島市図書館管理規則（平成 17 年教育委員会規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「課題図書等の期間限定図書等は、冊数及び期間を館長が変更できる。」を「他の利用者の予約がない場合は、電話等により、1 回に限り、貸出期間延長の申し出があった日から 14 日を限度として、貸出期間を延長することができる。」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 館長は、業務上必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、貸出期間及び貸出冊数を変更することができる。

第 20 条の表東松島市野蒜市民センターの項及び東松島市宮戸市民センターの項を次のように改める。

東松島市野蒜市民センター	東松島市野蒜ヶ丘一丁目 15 番地 1
東松島市宮戸市民センター	東松島市宮戸字川原 5 番地 1

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

東松島市コミュニティ・スクールプロジェクトチーム設置要綱の  
制定について

東松島市コミュニティ・スクールプロジェクトチーム設置要綱の制定について、  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条  
第 2 項の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 5 月 25 日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明

東松島市コミュニティ・スクールプロジェクトチーム設置要綱

（目的）

第 1 条 この訓令は東松島市学校運営協議会規則（平成 29 年東松島市教育委員会  
規則第 4 号）に規定する学校運営協議会を設置する学校（以下「コミュニティ・  
スクール」という。）に関連する政策方針及び制度設計を効率的かつ効果的に調  
整を行うため、東松島市コミュニティ・スクールプロジェクトチーム（以下「プ  
ロジェクトチーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 プロジェクトチームの所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） コミュニティ・スクールに関連する庁内調整及び検討に関すること。
- （2） 関係機関、関係団体及び地域住民との連携、調整並びに情報収集に関する  
こと。
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、事業推進に関すること。

（組織）

第 3 条 プロジェクトチームは、別表に掲げる職員で組織する。

（職務等）

第 4 条 本部長は、プロジェクトチームを総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その  
職務を代理する。
- 3 プロジェクトチームの会議は、本部長が招集し、チームリーダーが議長となる。
- 4 サブリーダーは、チームリーダーを補佐し、チームリーダーに事故あるとき又  
は欠けたときは、その職務を代理する。

（意見の聴取等）

第 5 条 プロジェクトチームは、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取し、  
又は資料の提出を求めることができる。

（報告）

第 6 条 プロジェクトチームで検討した結果は、教育長に報告しなければならない。  
ただし、軽易な事項については、この限りでない。

(事務局)

第7条 プロジェクトチームの事務局は、教育委員会教育総務課に置く。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

別表(第3条関係)

本部長	教育次長
副本部長	総務部長
	保健福祉部長
チームリーダー	教育総務課長
サブリーダー	学校教育課長
メンバー	市民協働課長
	子育て支援課長
	生涯学習課長
	市民協働課協働推進班長
	子育て支援課保育班長
	教育総務課教育総務班長
	学校教育課学校教育班長
	学校教育課コミュニティ・スクール推進班長
	生涯学習課社会教育班長

議案第18号

東松島市いじめ防止基本方針の一部改正について

このことについて、別紙のとおり改正する。

平成30年5月25日 提出

東松島市教育委員会 教育長 工藤 昌明